

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○特定計量器の定期検査の実施

(産業立地推進課)

一

○道路の区域変更

(道路課)

一

○都市計画変更案の縦覧

(都市計画課)

一

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(契約課)

二

選挙管理委員会

○政治団体の届出

四

○政治団体の届出事項の異動届

四

○政治団体の解散届

五

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十一年分)

五

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十二年分)

六

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分)

六

○資金管理団体の届出

六

○資金管理団体の指定取消しの届出

七

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

七

告 示

○宮城県告示第五百九十六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十三年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十三年 九月二十六日	宮ヶ浜町郡 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	七ヶ浜町役場
同 九月二十七日	松宮島城町郡 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	松島町中央公民館 (母子センター側出入口)
同 九月二十八日	松宮島城町郡 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	松島町中央公民館 (母子センター側出入口)

○宮城県告示第五百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月二十三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 三百九十八号
- 道路の区域

変更の区間	変更の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)	備考
	前A	後B		
石巻市北上町十三浜字月浜一番一地从先から 同市北上町十三浜字立神無番地先まで	九・八	九・五	八七六・九	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	四〇・五	四〇・三	八七六・九	

○宮城県告示第五百九十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、栗原都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十三年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 栗原都市計画道路
- 2 名称 三・三・一号 国道幹線
- 三・五・十三号 中央線

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

- 1 追加しようとする土地の区域
栗原市志波姫南堀口、志波姫堀口西風前、志波姫堀口堂の沢、志波姫堀口沖、志波姫北堀口、築館字下宮野小牧及び同字城生野入の沢の各一部
- 2 廃止しようとする土地の区域
栗原市志波姫堀口西風前、志波姫堀口御駒堂、志波姫堀口堂の沢、志波姫堀口沖、志波姫堀口館輪、志波姫北堀口、志波姫八樟里、築館字下宮野小牧、同字城生野入の沢、同字城生野岸岸及び同字城生野地蔵堂の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び栗原市役所（建設部都市計画課）

四 縦覧期間

平成二十三年八月二十三日から平成二十三年九月六日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十三年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 可搬型モニタリングポスト6台ほか 一式
 - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 納入期限 平成二十四年二月十五日（水）
 - 4 納入場所 宮城県原子力センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団（以下

「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしている」と認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している」と認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十三年八月三十一日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録）（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、宮城県物品等電子調達実施要領（平成十九年六月一日施行）（以下「要領」という。）（第五第一項に規定する宮城県物品等電子調達システム（以下「システム」という。））の利用者の登録を行い、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得して要領第五第二項に規定するICカード登録を行った者は、入札書及び入札説明書に定める必要書類（以下「入札書等」という。）をシステムにより提出することができる。

(三) 前号のICカード登録を行った者以外の者及びICカード登録を行った者のうち紙入札を希

望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 加納 洋美 電話〇二二・二二一・三三三三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十三年八月三十一日（水）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年九月一日（木）から平成二十三年九月六日（火）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年九月六日（火）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十三年九月九日（金）午前九時から平成二十三年九月十三日（火）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十三年九月十三日（火）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所
平成二十三年九月十四日（水）午前十時 宮城県行政庁舎一階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第四十一号）第二号の規定による。
 - 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
 - 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。
 - 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
 - 7 契約書作成の要否 要
 - 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
 - 9 詳細は、入札説明書による。
- 六 概要
- Summary
- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : 6 Portable Monitoring Posts and other necessary devices (1 set)
 - 2 Deadline for Delivery : Wednesday, February 15, 2012
 - 3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Environmental Radioactivity Research Institute
 - 4 Deadline for Bid : Tuesday, September 13, 2011, 5 : 00 p.m.
 - 5 Contact Person : Hiromi Kanou, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL: 022-211-3332
 - 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

選挙管理委員会

○宮選管告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十三年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

(一) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
みんなの党宮城 県議会第4支部	菊地 幸郎	五十嵐裕生	仙台市青葉区郷六字葛岡下四九・一	平成二十三年七月十九日

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
さいとう道夫後援会	齋藤 道夫	齋藤 孝子	柴田郡村田町大字沼辺字新小谷地四・一四	平成二十三年七月二十六日
村田町に自治の柱を立てる会	佐藤 正隆	佐藤 洋子	柴田郡村田町閑場砂子八	平成二十三年七月二十八日
山内一英の会	山内 一英	佐藤 邦宏	仙台市宮城野区仙石二・八	平成二十三年七月七日
若生ひろし後援会	村田 直喜	若生 隆	黒川郡大郷町大松沢字袖町三一	平成二十三年七月十九日

○宮選管告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十三年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
安藤よしお後援会	主たる事務所の所在地	白石市越河五賀字乙 森三・二	白石市越河五賀字八 幡六六・一	平成二十三年七月六日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
改革みやぎネットワーク	野村 守正	平成二十三年七月一日
小泉光を励ます会	代表者 草野 昭徳	平成二十三年七月二十二日
境恒春後援会	主たる事務所の所在地 気仙沼市三日町一・二・二六	平成二十三年七月六日
ささき征治後援会	主たる事務所の所在地 大崎市鹿島台平渡字西銭神一七・二三	平成二十三年七月四日
佐藤正友後援会	代表者 伊藤 捷治	平成二十三年七月十九日
渋谷まさよし後援会	主たる事務所の所在地 白石市福岡長袋字下河原五七・一	平成二十三年七月十二日
しむら新一郎後援会	主たる事務所の所在地 白石市福岡深谷字青木六四	平成二十三年七月四日
税理士による愛知治郎後援会	国会議員関係政治団体の区分 国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成二十三年七月一日
高野すすむ後援会	代表者 千葉 義昭	平成二十三年七月二十七日
21 土井とおるチャレンジ	主たる事務所の所在地 仙台市青葉区二日町一・一・一〇	平成二十三年七月五日
久勉後援会	代表者 高橋 俊吾	平成二十三年七月十一日
富原みやぎネットワーク	会計責任者の氏名 野村 守正	平成二十三年七月一日
村井嘉浩後援会	会計責任者の氏名 野村 守正	平成二十三年七月一日
○宮選管告示第八十五号	政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。	
平成二十三年八月二十三日	宮城県選挙管理委員会	
委員 佐藤 健 一		
その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）		
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
黒沢和雄後援会	小野卯三郎	平成二十三年七月二十三日
ケヤキ市民の会	小野寺信一	平成二十一年十二月三十一日
佐藤輝雄後援会	中村 政喜	平成二十三年六月三十日
高橋左文後援会	大槻 敏也	平成二十三年三月十一日
○宮選管告示第八十六号		
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十一年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十條第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。		
平成二十三年八月二十三日	宮城県選挙管理委員会	
委員 佐藤 健 一		
（資金管理団体）	政治団体の収支報告書の届出（単位：円）	
ケヤキ市民の会	資金管理団体の届出をした者の氏名 小野寺信一	
資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市長	報告年月日 23. 7. 8 (21. 12. 31解散)	
1 収入総額	23,567	
前年繰越額	23,567	
2 支出総額	0	
（その他の政治団体）		
黒沢和雄後援会	報告年月日 23. 7. 29 (23. 7. 23解散)	
1 収入総額	30,500	
本年収入額	30,500	
2 支出総額	30,500	
3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費	(61人)	30,500
4 支出の内訳		
政治活動費		30,500

<p>機関紙誌の発行その他の事業費 機関紙誌の発行事業費 高橋左文後援会 報告年月日 23. 7. 14 (23. 3. 11解散) 1 収入総額 2 支出総額</p> <p>○宮城県告示第八十七号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十三年八月十三日 宮城県選挙管理委員会 委員長 佐藤健一</p> <p>(その他の政治団体) 黒沢和雄後援会 報告年月日 23. 7. 29 (23. 7. 23解散) 1 収入総額 本年収入額 2 支出総額 3 本年収入の内訳 個人の党費・会費 (143人) 4 支出の内訳 経常経費 事務所費 政治活動費 機関紙誌の発行その他の事業費 機関紙誌の発行事業費 佐藤輝雄後援会 報告年月日 23. 3. 1 (23. 6. 30解散) 1 収入総額</p>	<p>30,500 30,500 0 0 0</p> <p>2 支出総額 高橋左文後援会 報告年月日 23. 7. 14 (23. 3. 11解散) 1 収入総額 2 支出総額</p> <p>○宮城県告示第八十八号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十三年八月十三日 宮城県選挙管理委員会 委員長 佐藤健一</p> <p>(その他の政治団体) 黒沢和雄後援会 報告年月日 23. 7. 29 (23. 7. 23解散) 1 収入総額 2 支出総額 佐藤輝雄後援会 報告年月日 23. 7. 1 (23. 6. 30解散) 1 収入総額 2 支出総額 高橋左文後援会 報告年月日 23. 7. 14 (23. 3. 11解散) 1 収入総額 2 支出総額</p> <p>○宮城県告示第八十九号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第一項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。</p> <p>平成二十三年八月十三日 宮城県選挙管理委員会</p>
--	---

資金管理団 体の届出を した者の氏 名	公職の種類	資金管理団体の 名	主たる事務所の 所在地	代表者の 氏名	届出年月日	委員長 佐藤健一
齋藤 道夫	村田町議会議員	さいとう道夫後援 会	柴田郡村田町大字 沼辺字新小谷地四 ・一四	齋藤 道夫	平成二十三年 七月二十六日	

○宮選管告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十三年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

(一) 法第十九条第三項第二号による届出

届出をした 者の氏名	公職の種類	資金管理団体の 名	主たる事務所の 所在地	代表者の 氏名	資金管理団 体でなくな った旨の 届出年月日
小野寺信一	仙台市長	ケヤキ市民の会	仙台市青葉区一番 町二・一・一二	小野寺信一	平成二十三年 七月八日

○宮選管告示第九十一号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

塩竈市体育館（第二競技場・研修室）の項中、「塩竈市体育館（第二競技場・研修室）」を「塩釜力又体育館（第二競技場・研修室）」に改める。

大郷町高齢者コミュニティセンター、フラップ大郷二一の項を削る。

大郷町民体育館の項の次に次のように加える。

大郷町大松沢ふれあいセンター

同 郡同 町大松沢字馬場崎一番地の一